

平成 24 年 8 月 6 日  
関 東 財 務 局

**「地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価」  
及び「中小企業金融円滑化法に関する利用者等の意見等」に関する調査  
結果を公表します（関東財務局管内分）**

**～取組み姿勢の積極的評価は 5 割弱、  
今後は外部機関との連携等による専門性の高い支援に期待～**

地域金融機関による地域密着型金融の取組みや中小企業金融円滑化法への対応、金融庁・財務局が実施している施策に対する地域の利用者等の認知状況や評価を調査しましたので、その結果を公表します。

**I. 調査内容等**

1. 調査対象者

管内 1 都 9 県の地域金融機関（地域銀行・信用金庫・信用組合）の利用者等（中小企業者、商工会議所の経営相談員等、消費者等）258 名

2. 調査期間

平成 24 年 5 月～6 月

3. 有効回答数

- (1) 地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価＝248 名
- (2) 中小企業金融円滑化法に関する利用者等の意見等＝252 名

**II. 調査結果**

**1. 地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価**

(1) 地域金融機関の取組みに対する評価（自由評価）

**【設問】**

地域金融機関における地域密着型金融の取組み（コンサルティング機能の発揮による顧客企業の支援、地域活性化への貢献、情報発信活動等）に関し、どのように感じているか（利用者等の意見）。

≪「評価できる」とする主な意見≫

- 展示会、商談会等ビジネスチャンスに向けた取組みが評価できる。
- 地域密着型金融の趣旨・取組みが支店に浸透し、営業担当の情報をもとに支店長、役席が中心となり積極的に活動している。

- 自治体や商店街と連携を図り、コミュニティ機能再生事業に取り組むなど、中心市街地の活性化に関し積極的に協力している。
- 情報発信活動等に関してHPの活用に一段の充実が図られているという点が評価できる。

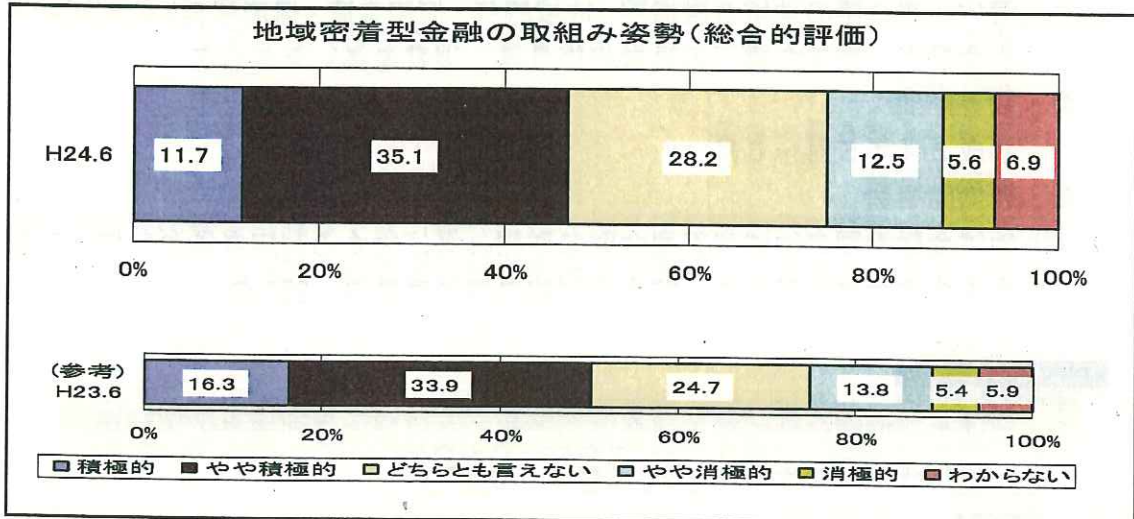
《「不十分」とする主な意見》

- 地域金融機関単体での地域密着型金融の取組みには限界がある。外部専門家・機関等との連携がまだまだ不十分と考える。
- 比較的業績の良い企業に対し融資実績をあげることに注力し、コンサルティング機能を発揮できているか疑問に感じる。
- 目利き能力については、職員間に能力差を感じる。全体的にはまだまだ底上げが必要ではないか。
- 地域の面的再生とまではいかなくとも、例えば、業種毎に地域の実情に応じた活性化策等を取りまとめて提言するなどして欲しい。
- 地域密着型金融への取組み状況のアピールが不十分であり、地域や利用者への浸透度が低い。

(2) 地域金融機関の取組みに対する評価（選択評価）

【設問1】地域密着型金融の取組み姿勢（総合的評価）

地域金融機関は、コンサルティング機能の発揮による地域の企業等に対する経営支援や地域経済の活性化への貢献等が期待されている。総合的に見て、管内地域金融機関によるこうした地域密着型金融の取組み姿勢について、どのように評価しているか。



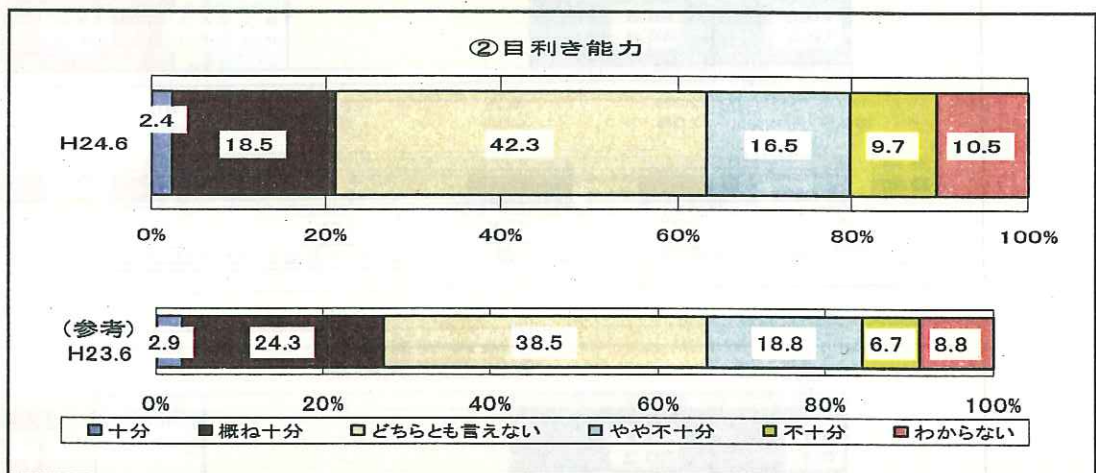
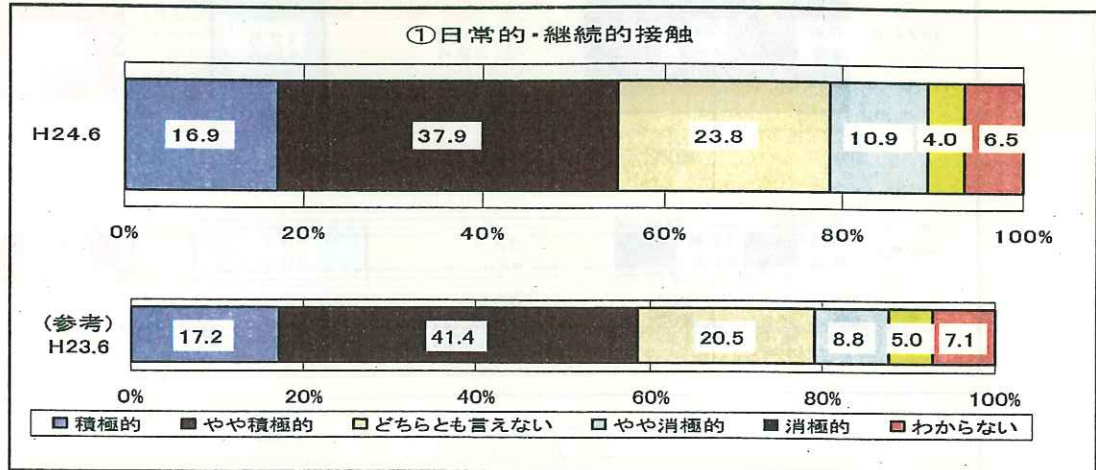
◇ 地域密着型金融の取組みに対する総合的評価は、「積極的評価」が5割弱となっており、「消極的評価」の約2割を上回っている。

【設問2】日常的・継続的接触、目利き能力

地域金融機関は、顧客企業との日常的・継続的な接触を通じて信頼関係を構築し、経営情報の提供を受けることで、当該企業の経営目標や課題の発見・把握に努めることが期待されている。

- ① 管内地域金融機関における、顧客企業との日常的・継続的な接触（顧客企業への訪問等）の姿勢について、どのように評価しているか。

- ② 管内地域金融機関における、顧客企業の事業価値を見極め経営課題を発見・把握する能力(いわゆる目利き能力)について、どのように評価しているか。

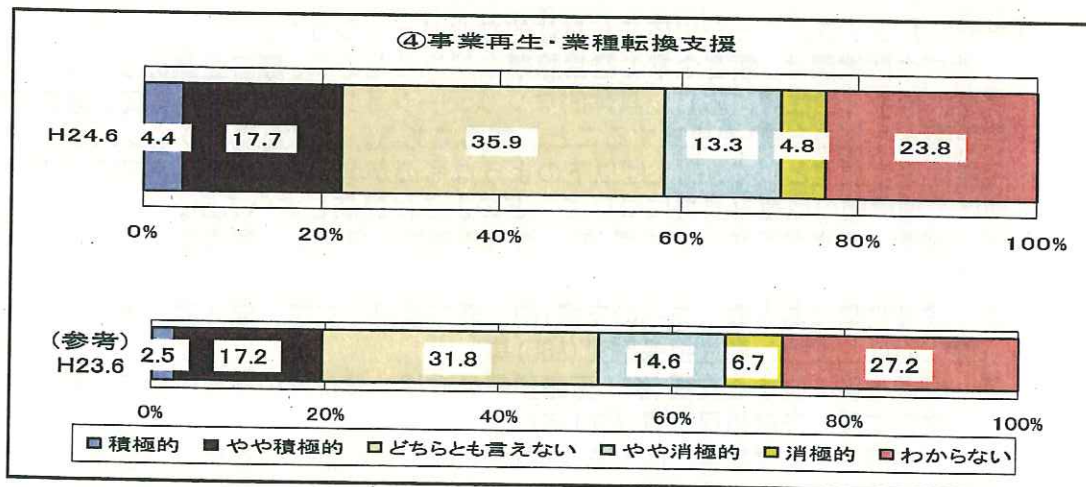
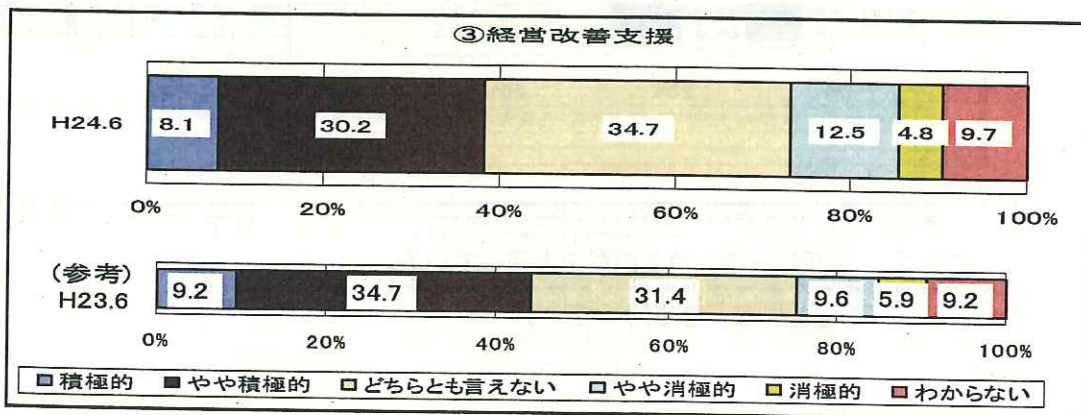
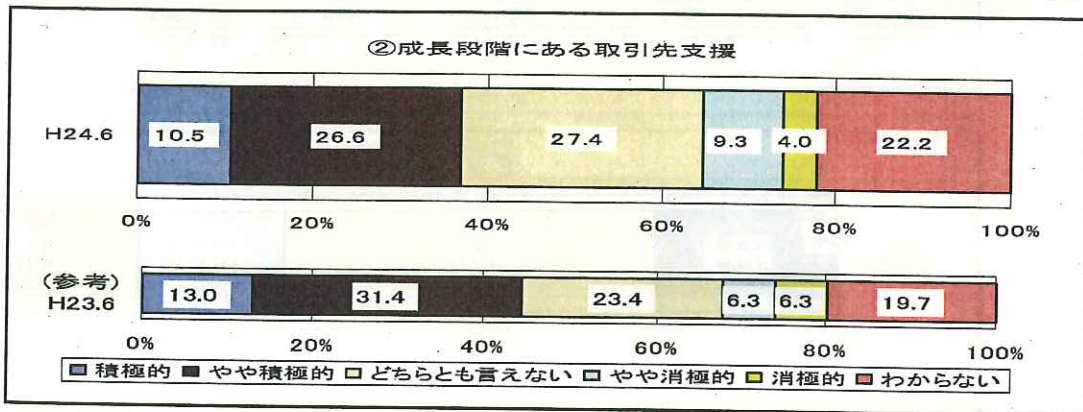
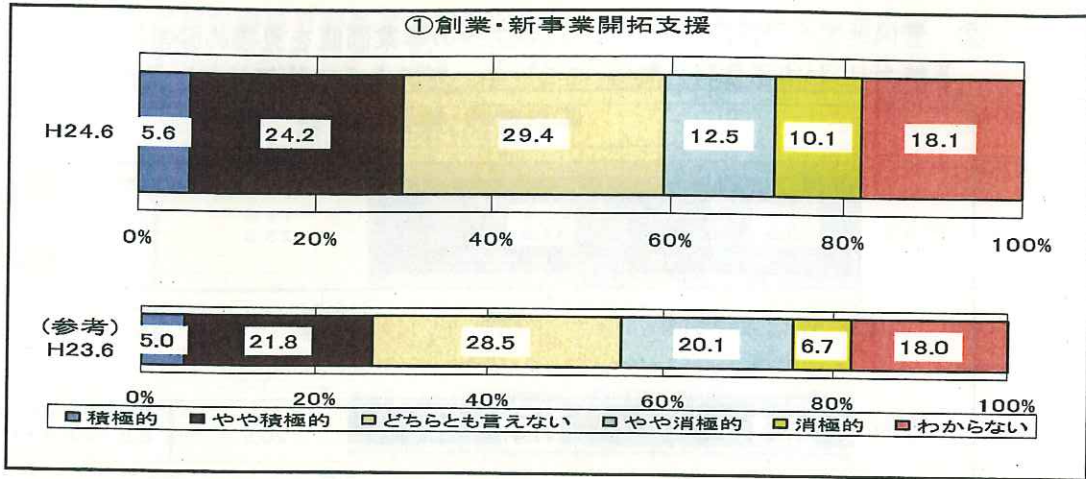


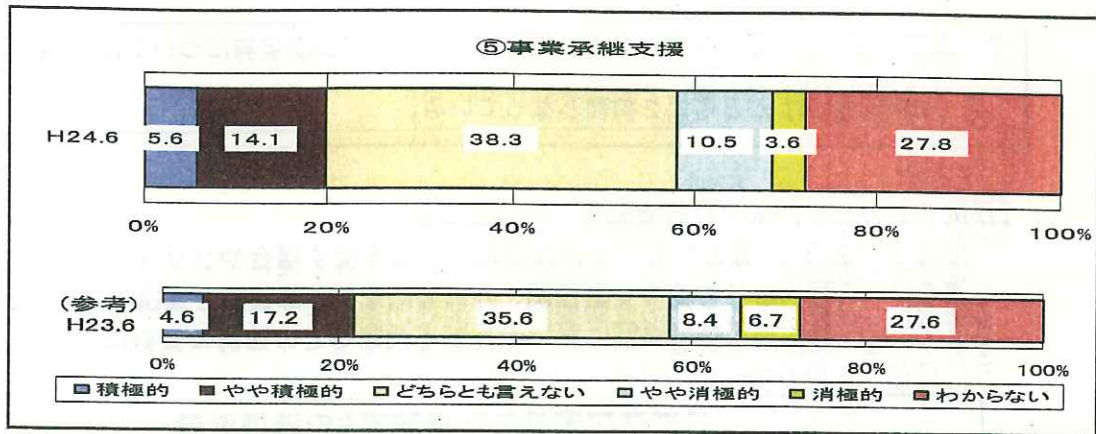
- ◇ 顧客企業との日常的・継続的な接触の姿勢については、「積極的評価」が5割強となっており、「消極的評価」の2割弱を上回っている。
- ◇ 顧客企業の事業価値を見極める経営課題を発見・把握する能力については、「積極的評価」が「消極的評価」を下回っている。

【設問3】 ライフステージに応じた具体的なソリューション

地域金融機関は、顧客企業の経営課題の解決のために、顧客企業のライフステージや事業の持続可能性等に応じた具体的なソリューション(経営目標の実現や経営課題の解決を図るための方策)を提案することが重要である。顧客企業のライフステージや持続可能性等の類型として、例えば以下のようなものが考えられるが、各類型における管内地域金融機関の取組み姿勢について、どのように評価しているか。

- ① 創業・新事業開拓への支援(例：新事業価値の見極め、新事業立上げ資金への対応等)
- ② 成長段階にある取引先への支援(例：販路獲得の支援、海外進出等の新たな事業展開に向けた支援、動産担保融資(ABL)等)
- ③ 経営改善に関する支援(例：販路獲得の支援、貸付けの条件の変更、経営再建計画の策定支援、動産担保融資(ABL)等)
- ④ 事業再生・業種転換に関する支援(例：貸付けの条件の変更、DES・DDSやDIPファイナンスの活用等)
- ⑤ 事業承継に関する支援(例：M&Aのマッチング支援、相続対策支援等)

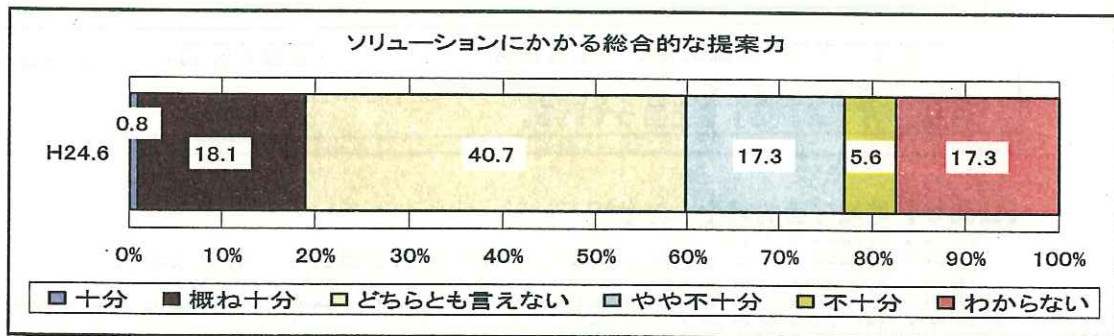




◇ 各類型における取組み姿勢については、「②成長段階にある取引先支援」及び「③経営改善支援」は「積極的評価」が「消極的評価」を大きく上回っている。「④事業再生・業種転換支援」及び「⑤事業承継支援」は、「積極的評価」が「消極的評価」を上回っているものの、その差は僅少となっている。

【設問3-1】ソリューションにかかる総合的な提案力

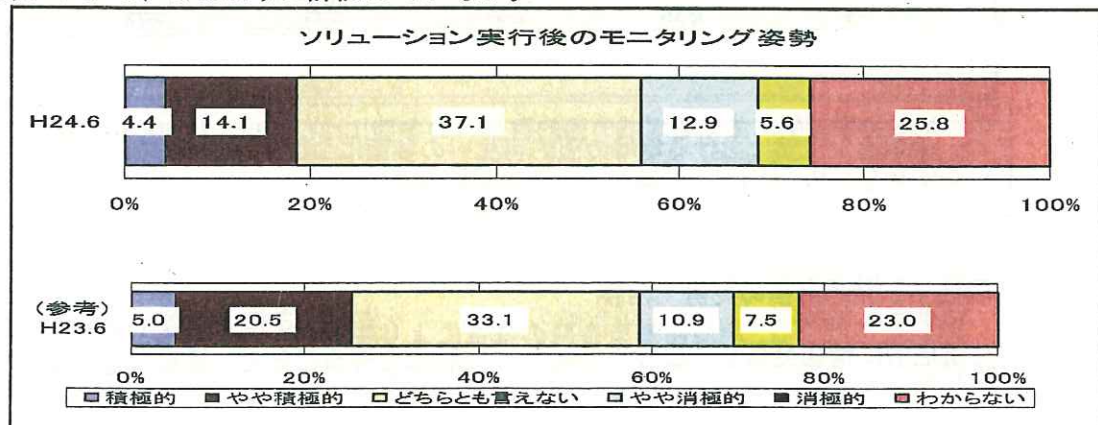
設問3に例示したような地域金融機関による顧客企業への経営課題解決のためのソリューションについて、総合的な提案力をどのように評価しているか。



◇ ソリューションにかかる総合的な提案力の評価については、「積極的評価」が「消極的評価」を下回っている。

【設問4】ソリューション実行後のモニタリング姿勢

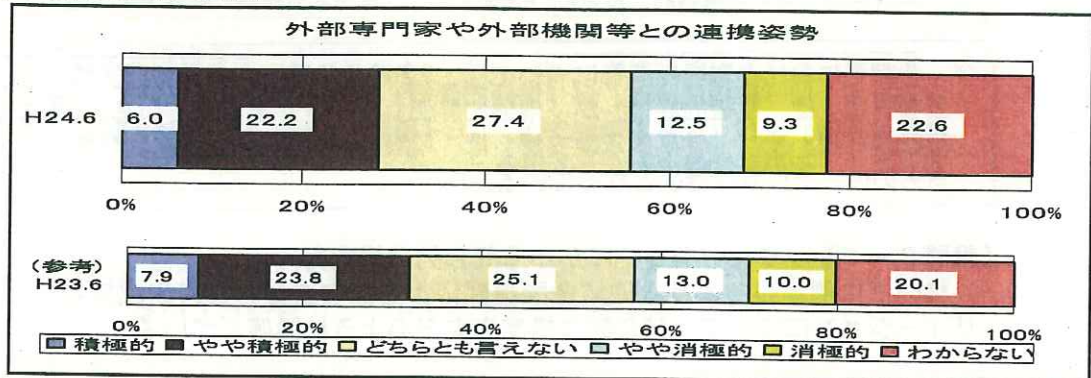
地域金融機関は、設問3①～⑤のようなソリューションを実行した以降も、その状況を継続的にモニタリングしながら、必要に応じ経営相談・経営指導を行っていくことが期待されている。管内地域金融機関におけるソリューション実行後のモニタリングの姿勢について、どのように評価しているか。



◇ 顧客企業に対するソリューション実行後のモニタリング姿勢については、「積極的評価」と「消極的評価」がともに2割弱となっている。

【設問5】外部専門家や外部機関等との連携姿勢

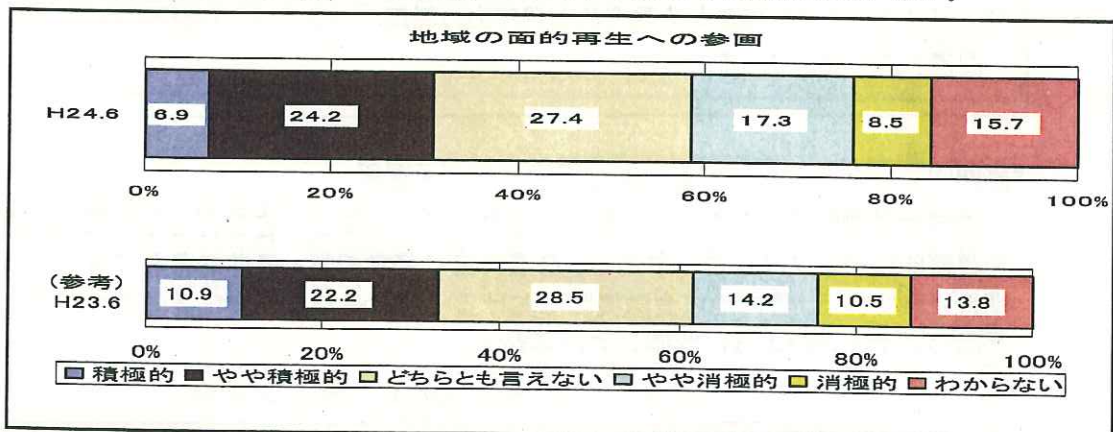
地域金融機関は、顧客に対して経営課題の認識を促す場合やソリューションを提案する場合に、必要に応じて他の金融機関、外部専門家、外部機関と連携を図ることが期待されている。管内地域金融機関における外部専門家等との連携の姿勢について、どのように評価しているか。



◇ 外部専門家や外部機関等との連携姿勢については、「積極的評価」が3割程度となり、「消極的評価」を上回っている。

【設問6】地域の面的再生への参画

地域金融機関は、自らが貢献可能な分野や役割を検討し、例えば地方公共団体や商工会議所、商工会等の関係機関と連携しながら地域的・広域的な活性化プランの策定に参加するなど地域の面的再生へ積極的に参画することが期待されている。管内地域金融機関における地域の面的再生への参画について、どのように評価しているか。



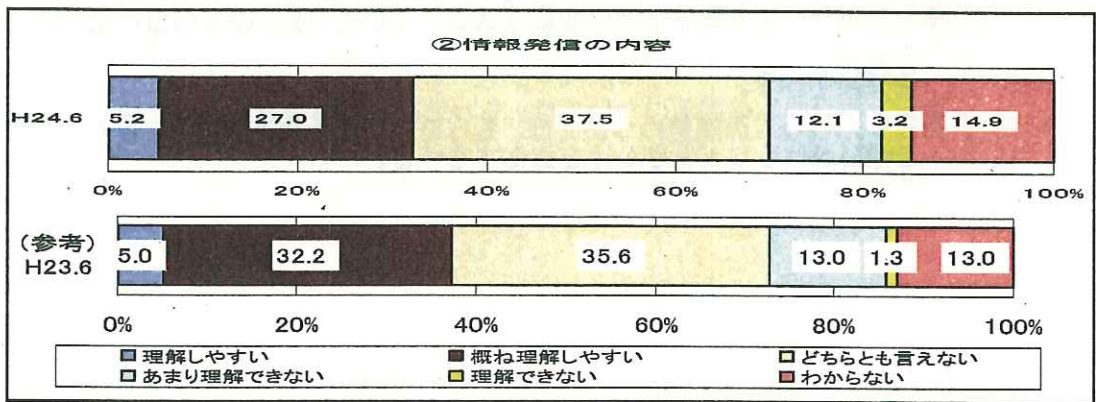
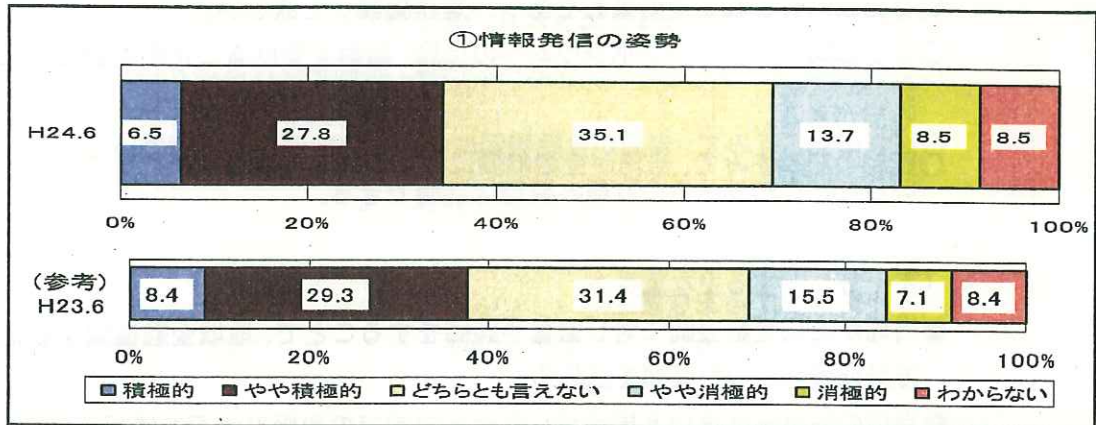
◇ 地域金融機関における地域の面的再生への参画については、「積極的評価」が3割程度となり、「消極的評価」を上回っている。

【設問7】情報発信の姿勢・内容

地域金融機関は、地域密着型金融の推進により生みだされる顧客や地域へのメリットを積極的に情報発信し、顧客や地域からの信認を得ることで、経営基盤の維持・拡大を

図ることが重要である。

- ① 管内地域金融機関における情報発信の姿勢について、どのように評価しているか。
- ② 管内地域金融機関における情報発信の内容について、どのように感じているか。

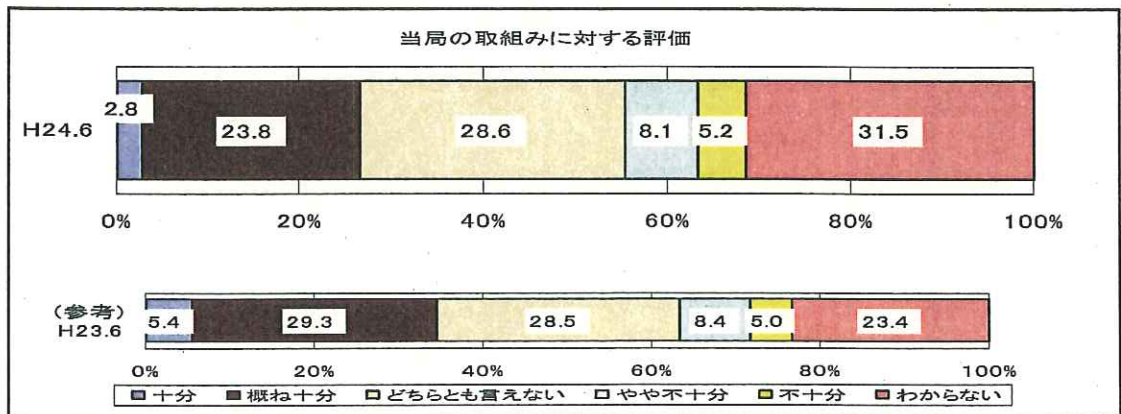


◇ 地域金融機関による情報発信については、「①情報発信姿勢」、「②情報発信の内容」ともに「積極的評価」が3割強となっており、「消極的評価」を上回っている。

### (3) 当局の取組みに対する評価

#### 【設問】

当局では、地域密着型金融の推進の動機付け、環境整備のための施策として、地域密着型金融に関する会議(シンポジウム)の開催、金融機関に対する顕彰の実施に取り組んでいる。こうした当局の施策について、どのように評価しているか。



◇ 当局の施策に対する評価については、「積極的評価」が「消極的評価」を上回っている。

《「評価できる」とする主な意見》

- 地道に努力して地域経済を下支えしている金融機関を支援・評価する取組みは評価できる。
- 各施策は有意義かつ効果的であり、是非継続して欲しい。
- 金融機関にとってシンポジウムへの出席、顕彰を受けることが動機付けになっている面がある。
- 顕彰の記事をみて、当局が金融機関に対する施策浸透のためにいろいろと実施していることを知り、その取組み姿勢は評価できる。

《「不十分」とする主な意見》

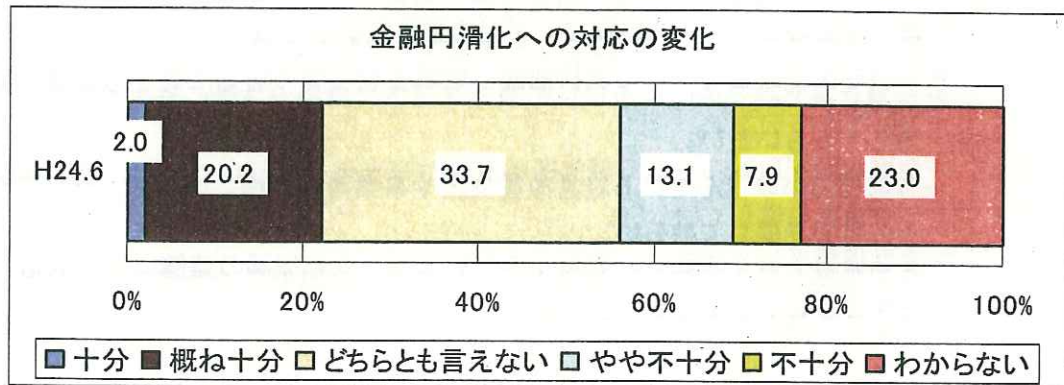
- 当局が地域金融機関に対し監督や評価をすることで、地域金融機関が取組み姿勢を方針転換するのか疑問を感じる。
- 当局の取組みは良いと思うが、もっと地域での取組み状況を情報発信して欲しい。
- シンポジウムや顕彰などの取組み状況について、多くの人の目に触れるように広報を充実すべき。
- シンポジウムの開催については、もっと商工団体等と連携し、中小企業者等の参加を呼びかけるなど働きかけを強化すべき。



## 2. 中小企業金融円滑化法に関する利用者等の意見等

### 【設問1】金融機関の金融円滑化への対応の変化

昨年4月に、円滑化法の延長・施行に併せて、金融機関がコンサルティング機能を発揮していくにあたって恒常的に果たすべき具体的な役割を具体化した監督指針を策定した。平成21年12月の金融円滑化法の施行以降、金融機関によるコンサルティング機能の発揮など金融円滑化への対応に変化は見られるか。



◇ 金融機関の金融円滑化への対応の変化については、「積極的評価」と「消極的評価」がともに2割程度となっている。

《具体的な意見等》 ※○=評価している意見 ●=不十分とする意見

○単なる資金供給者としての意識ではなく、取引先と運命共同であるという意識が高まり、事業改善、成長あるいは再生等に親身になっているイメージがある。

○リスクスケジュールを行いながら新事業支援(第二創業)を受け成功した企業を知っており、金融機関はそれなりにコンサルティング機能を発揮していると感じる。

●中小企業の条件変更は、当面の代位弁済回避のための利用が多く、そのための経営改善計画が作成されているものもみられるため、真の経営改善計画となっていないケースがある。

●より実効性のある経営改善計画を立てるなどの取組みがある一方で、経営指導のノウハウが不足しているという意見も聞かれる。

### 【設問2】事業再生等の経営改善支援に関する意見

金融庁としては、中小企業者の事業再生等の真の意味での経営改善につながる支援を強力に推し進めていくこととしているが、金融機関や行政に対してどのような意見を持っているか。(利用者等の意見)

《金融機関に対する意見》

➢中小企業者は、経営悪化の状況を金融機関になかなか言い出せず手遅れになることもあるので、金融機関側からも中小企業者に早い段階で相談等を働きかけて欲しい。

➢各金融機関が独自で行う再生支援では限界もある。今後、金融機関全体、中小企

業再生支援協議会等の連携の強化がより一層急務である。

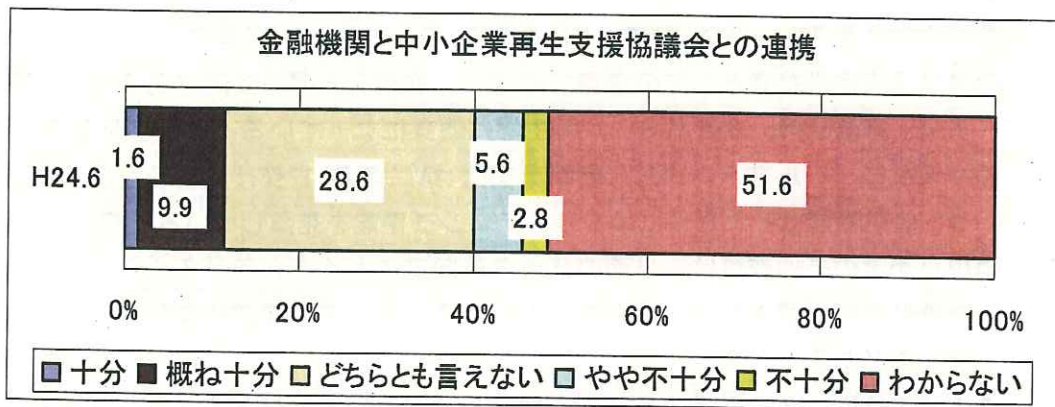
- 事業再生については、より高度な支援が必要であるため、内容に応じて専門家や専門機関を活用して欲しい。
- 金融機関は、企業の成長分野(事業)を見極め、粘り強く支えるとともに、再生が難しい事業については、企業の体力がある間に業種転換などへ誘導するようなサポート体制の強化に努めて欲しい。

《行政に対する意見》

- 円滑化法の再延長終了後、倒産件数が増加することも考えられるので、例えば官民一体型再生ファンドの設立など対応策を検討して欲しい。
- 引続き実態調査等による現状把握と地域金融機関の活動に対する監督・指導に注力してもらいたい。
- 金融機関が取組んでいる経営改善支援や事業再生支援について、成功事例等をもっと情報発信して欲しい。
- 金融機関単独では難しい取組みについては、金融機関の連携による取組みを促進させる必要があるのではないか。

【設問3】金融機関と中小企業再生支援協議会との連携にかかる評価

金融庁としては、金融機関による事業再生支援にあたっては、地域の中小企業再生支援協議会など外部機関等との連携を強化することが重要であると考えている。金融機関と中小企業再生支援協議会の連携についてどのように評価しているか。



◇ 金融機関と中小企業再生支援協議会との連携については、「積極的評価」が「消極的評価」を上回っている。

《具体的な意見等》 ※○=評価している意見 ●=不十分とする意見

- 金融機関と支援協議会の連携については、経営改善計画策定完了件数が全国一の実績であり評価できる。
- 現状、金融機関と支援協議会は連携が図られていると思う。今後は更なる連携が非常に重要であると考えます。
- 金融機関間の調整には第三者的立場である支援協議会等の活用が必要であり、今以上に金融機関から支援協議会等への持込みが増加することを期待する。

- 再生が可能な早い段階での連携が必要と思われるが、他に手段がなくなり最後の方法として支援協議会との連携を考えていると思われる。
- 商工団体等を経由して支援協議会に相談し、一定の方向性を打ち出してもらっても、最終的にはメインバンクの考えや方針によって支援が決まってしまうという印象がある。
- 支援協議会の活用方法については、中小企業庁のHPなどで紹介されているが、PRが足りないと感じる。また、相談しづらい印象がある。
- 小規模・零細企業でも活用できるのであれば、もっと事業者に周知して欲しい。

(以 上)

◆ お問合せ先

〒330-9716

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

関東財務局 理財部 金融調整官

TEL 048-600-1275 (ダイヤルイン)